

## 第2回釧路生活困窮者自立支援検討委員会・実施内容

### ■開催日時

---

平成27年5月14日（木） 13:30～15:30

### ■開催場所

---

ビケンワークビル4F 釧路社会的企業創造協議会事務所（北大通12丁目1-14）

### ■議事

---

- 13:30～13:35 開会（5分）
- 13:35～14:10 話題提供①（35分）
- 14:10～14:45 話題提供②（35分）
- 14:45～15:20 話題提供③（35分）
- 15:20～15:30 閉会（10分）

### ■出席者（五十音順）

---

#### <委員>

- ・釧路市医師会看護専門学校・前副校長 伊藤 まり 氏
- ・東部北地域包括支援センター・所長 伊藤 靖代 氏
- ・釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）・前会長 岩淵 雅子 氏
- ・釧路市社会福祉協議会・事務局長 小野 信一 氏
- ・釧路市障がい者基幹相談支援センター・課長補佐 相談支援専門員 金子 一也 氏
- ・元釧路市教育委員 後藤 哲子 氏
- ・ハート釧路・施設長 佐々木 寛
- ・ケアワーカーズコープわたすげ・代表 下山 裕子 氏
- ・釧路地区保護司会 津田 鉄子 氏
- ・株式会社そんぐ代表取締役、ケアセンター・所長 椿 玲子 氏
- ・釧路民生委員児童委員協議会・会長 土井 英昭 氏
- ・前釧路市消防本部消防長、民生委員 星 光二 氏
- ・株式会社美警・代表取締役 三上 葉月 氏
- ・一般社団法人立支舎・代表理事、社会保険労務士 三木 克敏 氏
- ・釧路専門学校・事務主任、北海道社会福祉士会釧路地区支部・社会福祉士 吉村 寿人 氏

### <オブザーバー>

- ・ 釧路市福祉部 部長 土屋 敬視 氏
- ・ 釧路市福祉部生活福祉事務所 所長 井上 真二 氏
- ・ 釧路市福祉部生活福祉事務所 主幹 都嶋 和英 氏
- ・ 釧路市産業振興部商業労政課長事務取扱 次長 叶田 近永 氏
- ・ 釧路市総合政策部 都市経営課 課長補佐 山本 剛史 氏
- ・ 釧路市産業振興部産業推進室 主査 川田 隆司 氏
- ・ 日本労働者協同組合センター事業団 北海道事業本部 本部長 馬場 幹夫 氏
- ・ 報道各社

### <事務局>

- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 代表理事 小和田 力
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 榎部 武俊
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局長 相原 真樹
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 主任相談支援員 新田 摩奈美
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 相談支援員 佐藤 茂
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 相談支援員 山家 由三

計：32名

## ■議事録

---

### 【話題提供①】

#### ◎認知症介護分野における家族の会の取組みからの報告

- ・ 全国的な社会状況・経済状況の変化による家族関係の変化と課題の多様化
- ・ 介護サービスの利用における貧困の影響
- ・ 老親と未婚の子供世帯に代表される困窮者予備軍の増加
- ・ 認知症に対する理解の重要性と制度利用の阻害要因について
- ・ 家族支援における機関連携・分野連携の必要性

#### ◎意見交換

- ・ 課題が多様化することで、解決に要する時間が長期化している。
- ・ 家族間の心情的関係性への配慮が必要。家族構成のみの判断によって制度利用の阻害が起きている。
- ・ 民生委員によるアウトリーチ活動の効果と限界について。困窮者数増加や課題の多様化を考慮した配置基準が必要。

### 【話題提供②】

#### ◎障害者支援分野における障がい者基幹相談支援センターの活動と事例検討

- ・障害者の就労支援の現状について
- ・障害者の自立における生活保護の重要性について
- ・事例より：支援の受入拒否等、介入困難事例における即効力のある支援の必要性
- ・事例より：制度利用時における相談者の心理面への配慮
- ・事例より：日常生活自立支援事業の活用による金銭管理
- ・事例より：障害特性や性格の理解による信頼関係構築
- ・事例より：経済的自立に留まらない個々にとっての生活の質の向上や自立観の多様性への理解

#### ◎意見交換

- ・日常生活自立支援事業における生活支援員等、専門性を担保した上での市民性やボランティアといった緩やかな関わり・共感の様なものが、相談者との合意形成に効果的である。
- ・単体による単発的な支援の限界。課題の連続性に対する継続的なチームによる支援が重要。また、チームによる支援のための仕組みづくり、パラダイムが必要である。
- ・障害者は特に自ら SOS を出すのが難しいため、声を拾うことが重要だが、声を拾った人、家族や支援者等、支える立場にある人が孤立せずに周囲の協力が得られる環境や仕組みも重要。
- ・福祉的就労から一般就労への道筋の中で、法定雇用率や社会貢献といった面での企業の意識の高まりがある一方で、コスト比較により追徴金の支払いを選択する企業もあるのが現状。中間的就労の広がりにより職業選択の幅が広がると同時に企業の負担軽減にも繋がるという期待がある。

#### 【話題提供③】

##### ◎DV被害者支援から見る高齢・障がい・子ども達の現状と課題について

- ・DV被害者の属性傾向、高齢者DVの顕著な増加
- ・DVの構造・要因
- ・DV家庭で育った子供の発育と暴力の連鎖について
- ・避難後の自立と貧困
- ・DV被害と障害
- ・DV法を始めとした関係法令の理解
- ・DV被害者支援における生活困窮者自立支援制度への期待

#### ◎意見交換

- ・若い世代に対する自己防衛のための予防教育の必要性を感じる。
- ・DV法には加害者処罰がない為、加害者が加害意識を持つことが非常に難しい。加害者プログラムの有効性を高めると同時に、参加の義務付け等、法整備も重要である。
- ・DV被害者の多くは女性だが、自立志向が強い傾向にあると思う。資格取得のための助成制度の活用も増加しており、各機関が連携して取り組めば自立支援のための環境は整えやすい面もあるのではと感じる。

・DV加害者と思わしき男性が支援施設を探し回っていた時に、町内会のネットワークを活かして、訪ねてきても情報を教えない様に各世帯に連絡をしたことがあった。町内会を始めとした地域の目が重要。

以上